

梅雨の候、貴社の皆様におかれましてはお変わりなくお過ごしでしょうか。

さて、今回は「建設技能者を大切にする企業の自主宣言」について解説いたします。

令和7年12月12日から申請受付が始まった制度で令和8年7月より経営事項審査で加点対象となります。

## 建設技能者を大切にする自主宣言制度 とは？ 愛称 職人いきいき宣言

建設技能者の減少が続く中、技能者の処遇改善に積極的に取り組む事業者がその旨を内外にアピールすることにより、就業者から選ばれ処遇改善の取組が持続的に行われることを目的にしている制度です。宣言企業は国交省のポータルサイトで宣言内容が公表され、ロゴマークが使用可能になります。

### 申請するメリット

- ・建設技能者の処遇改善に積極的に取り組もうとする事業者として評価され、就業者に選ばれる
- ・発注者からエンドユーザーに至るまでサプライチェーンの中で適切に評価される
- ・令和8年7月より経審で加点項目となる(W点で5点、P点に換算すると約6点)



### 申請の手順

1. 必須項目を順守できること及び注意事項の内申請を行えないものに該当していないこと  
登録後は企業名、代表者名を含む宣言文がポータルサイトに公開されること  
など注意事項を確認
2. 自主宣言を「元請事業者」「下請事業者」「発注者」のいずれかの立場で宣言するかを選択
3. 必須項目の宣言内容への賛同が可能か検討
4. 任意項目の宣言内容を検討
5. 取組開始日の検討（遅くとも申請から一年以内を取組を開始すること）
6. ネットで申請（ [建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度 | ポータルサイト](#) ）
7. 1か月程度で宣言企業として国交省ホームページに公表される

### 必須項目 ※ア～ウのすべてについて取組が必要です

#### ア) 労務費確保・賃金支払い等のための取組み

##### 〈元請事業者・下請事業者〉

- 自社様式の見積書については労務費、材料費等の内訳を明示する
- 下請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の内容を考慮・尊重すること
- 技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと
- 担い手の育成に取り組むこと
- 国が建設工事に従事する者の適正な処遇の確保等を図るため行う調査に協力すること

##### 〈発注者〉

- 元請事業者から提出される労務費、材料費の内訳が明示された見積書の内容を考慮・尊重すること

## イ) CCUS(建設キャリアアップシステム)の活用

### 〈元請事業者〉

以下の①～③から、自社で取り組む内容を選択する

(①又は②は必須。③は技能者を雇用している場合は必須)

- ①すべての現場において、CCUS を利用するすべての技能者が就業履歴を蓄積するよう、必要な環境整備や履歴蓄積の促進に取り組むこと
- ②CCUS を利用する技能者が就業履歴を蓄積できるよう、必要な環境整備に取り組むこと。
- ③雇用するすべての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと。

### 〈下請事業者〉

□雇用するすべての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと。



## ウ)宣言企業との取引優先

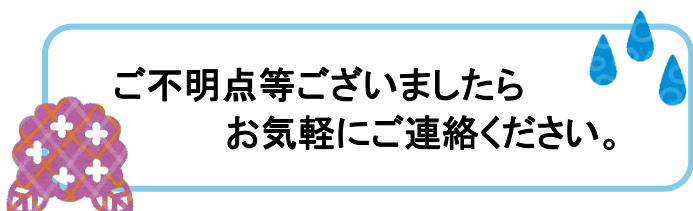
### 〈元請事業者・下請事業者・発注者〉

□取引先の選定にあたり、宣言を行っていることを考慮すること。

## 任意項目 ※この項目は無記載でも申請できます

項目	具体的な取組内容の例
ア) 処遇改善	男性の育児休業など育児支援の充実を図ること 長時間労働を是正すること 1人親方の処遇改善を図ること
イ) 適正な請負契約	働き方改革の観点から適正な工期を設定すること
ウ) スキルアップ	就業者一人一人のキャリアアッププランを策定すること
エ) 労働安全衛生	安全確保のため必要な装備品等を支給すること
オ) 生産性向上	事務作業における ICT 化を推進すること 現場作業における ICT 化を推進すること
カ) 戦略的広報・若者育成	採用イベント(現場見学会、インターンシップ等)を実施すること 入植者の拡大を図るため、中高生向けイベントを実施すること
キ) 女性活躍	
ク) 外国人活躍	外国人就労者のため地域社会との共生、異文化理解の促進に努めること 外国人就労者の就労環境の向上に取り組むこと
ケ) その他	

- 申請時点ですべての取組が開始されていなくても申請することができますが、申請時に設定する「取組開始日」(申請日から1年以内)までにはすべての取組が開始される必要があります。
- 有効期間:申請日の翌月を起算日として2年経過後の最初の12月末まで。  
有効期限の1か月前までに更新が必要となります。
- 経営事項審査で加点となるには審査基準日(決算日)までに元請事業者または下請事業者の立場で宣言(申請)していること、取組開始日以降は宣言した内容を行う旨の誓約書を提出することが必要となります。



\*\*\*\*\*

行政書士こうべ元町事務所

行政書士 光森 司

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4丁目3番8号

TEL : (078) 332-3911 FAX : (078) 332-3914

E-mail : kobe-m.office@x3.gmob.jp